

# 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

2019年4月1日

## 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

### 業務量の調整

・時間外労働が発生しないような業務量の調整

- ① 休日予約入院は原則禁止としています。
- ② 時間外緊急入院患者は状況に応じて病棟を選択し、地域包括ケア病棟看護師の負担標準化を図っています。
- ③ 療養病棟においては、患者数並びに重症度に応じ看護補助者の早出・遅出・夜勤要員を配置し、負担軽減を図っています。
- ④ 定期薬の処方、オーダーについては、原則時間内としています。

看護職員と他職種との業務分担をおこなっています。

- ・薬剤師
- ・リハビリ職種
- ・臨床検査技師
- ・社会福祉士
- ・管理栄養士
- ・その他

### 看護補助者の配置

・地域包括ケア病棟。療養病棟に夜勤看護補助者を配置しています。

### 短時間正規雇用の看護職員の活用

・育児・介護休業等に関する内規（制定：平成22年6月29日）を定め、育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用、医師の活用する体制を整備しています。

### 多様な勤務形態の導入

・パートタイムでの看護要員を採用しています。

### 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

・企業主導型保育事業を開始により、職員の子どもは優先的に入園できるようになっております。

・育児・介護休業等に関する内規に「深夜業の制限」を定め、夜勤の減免制度を導入しています。

・育児・介護休業等に関する内規に「所定外労働の免除」を定め、休日勤務の制限制度を導入しています。

・有休休暇については半日単位の取得を認めています。

・育児・介護休業等に関する内規に「所定労働時間の短縮措置等」を定め、所定労働時間の短縮制度を導入しています。

・毎年1回、上長によるヒアリング（面接）を行い、希望等による他部署等への配置転換を行っています。

### 夜勤負担の軽減

・夜勤従事者の増員を図っています。

・年2回の意見交換を行い、月の夜勤回数の上限を設定しています。

## 今年度の具体的な取組内容

- ・看護職員の勤務体制については看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資するため勤務割当要領を定め、以後それに基づいた運用を行い、継続的に負担軽減に努めます。
- ・有休休暇の取得についてはこれまでも向上に務めてきましたが、本年度においては個別に意見聴収し計画的な取得により 10 日以上付与の者は必ず 5 日以上の取得を実践するとともに、さらなる取得率の向上に努めます。
- ・本件については全職員に周知します。

## 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

### 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

#### 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

- ・初診時の予診の実施 : 問診については、問診票を用い受付事務職員が行い、看護職員が確認の後、医師に報告しています。
- ・入院の説明の実施 : 地域医療連携室にて専従看護師他多職種により実施しています。
- ・退院調整 : 専従・専任の社会福祉士により実施しています。
- ・服薬指導 : 薬剤師により入院患者への服薬(薬剤管理)指導を実施しています。外来患者については院外処方としています。
- ・静脈採血等の実施 : 日本看護協会の指針に基づき看護師により実施しています。
- ・検査手順の説明の実施 : ルーチンの検査説明については外来看護師が行っています。
- ・超音波検査 : 腹部・心臓超音波検査については臨床検査技師が行っています。
- ・その他 :

① 勤務計画、連続当直を行わない勤務体制を実施しています。等

#### 今年度の具体的な取組内容

- ・医師の宿日直体制については医師の負担の軽減及び処遇の改善に資するため医師当直割当要領を定め、以後それに基づいた運用を行い、継続的に負担軽減に努めます。
- ・医事事務作業補助者配置に努めます。
- ・有休休暇の取得について努めます。
- ・毎月第3木曜日に多職種で負担軽減について話し合いを行います。
- ・本件については全職員に周知します。 \_